

令和 6 年度第 3 回外来種被害防止行動計画の見直しに係る検討会
議事概要

開催日：令和 6 年 8 月 28 日（水）

場所：東京ミッドタウン八重洲 八重洲セントラルタワー
アビームコンサルティング株式会社 As One Stage
+ Web 会議（Webex） ※一般傍聴あり（Teams タウンホール）

検討委員：

池田 透	北海道大学大学院 文学研究院 客員研究員 / 北海道大学 名誉教授
○石井 実	地方独立行政法人 大阪府立環境農林水産総合研究所 理事長 / 大阪府立大学 名誉教授
磯崎 博司	岩手大学 名誉教授
片岡 友美	認定 NPO 法人生態工房 理事長
五箇 公一	国立環境研究所 生物多様性領域 室長
中井 克樹	滋賀県立琵琶湖博物館 特別研究員
早川 泰弘	一般社団法人 日本植物防疫協会 理事長
藤原 宣夫	大阪公立大学大学院農学研究科 教授
WoW キツネザル	環境系エンターテイナー
亘 悠哉	国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所 野生動物研究領域 鳥獣生態研究室 主任研究員

（※ 五十音順、敬称略、○は座長）

【議事概要】

（１） 外来種対策をめぐる議論の進展について【報告事項】

<資料説明>

資料 1-1 生態系被害防止外来種リストの見直しに係る議論について

資料 1-2 生物多様性条約第 26 回科学技術助言補助機関会合（SBSTTA26）の

結果概要について

生態系被害防止外来種リストの見直しに係る検討会における 2023 年度までの議論内容及び生物多様性条約第 26 回科学技術助言補助機関会合（SBSTTA26）における議論の内容を事務局より説明した。

<意見等>

- ・ GRIIS というデータベースは、IUCN で作成している。日本のデータは、環境省の外来種リストと国立環境研究所のデータベースを合わせたものがベースとなっている。ISSG に出す際に、生態学会と外来種の作業委員会等に御協力をお願いし、チェックしていただいた。リストを ISSG に提出した際は、世界で使用されると思わずに対応してきた。これを計算に使用するとすれば、見直しが必要かもしれない。（池田委員）

（２） 計画見直しに係る関係者説明会の開催について【報告事項】

<資料説明>

資料 2-1 オンライン説明会の開催について

資料 2-2 オンライン説明会の主な御意見と対応案

①地方公共団体、②外来種を産業的に利用している、または、事業活動において外来種に接する団体・企業、そして③それ以外の事業団体・企業に向けて、「外来種被害防止行動計画」の見直し後の計画について、オンラインで説明会を開催した際に参加者からいただいたご意見について説明した。

<意見等>

- ・ 資料 2-2 における 6 ページ質問番号 3 の質問について、平成 4 年に植物防疫法が改正され、雑草が輸入検疫や国内防除の対象となった。今後対策は進んでいくと思う。（早川委員）

(3) 外来種被害防止行動計画の見直し案について【検討事項】

<資料説明>

- 資料3-1 外来種被害防止行動計画 第2版(素案)
- 資料3-2 外来種被害防止行動計画 見直しの要点(新・旧行動計画比較表)
- 資料4 外来種被害防止行動計画の見直し作業に係るスケジュール

外来種被害防止行動計画の見直し案について、主な変更点を事務局より説明した。

<意見等>

○ 第1章 我が国の外来種対策の課題及び目標

- ・ 39行目：改定前の行動計画と改定後の行動計画の呼び方の定義を明確に行ってほしい。(磯崎委員)
- ・ 51行目：昆明モントリオール生物多様性枠組についての記載で、51行目では「世界目標」、176行目では「グローバルターゲット」としているため、統一してほしい。(中井委員)
- ・ 54—55行目：「根絶及び管理」について、英文であれば、エラディケーションとコントロールとなる。一方で、83行目は愛知目標の翻訳で「制御され又は根絶される」となっている。英文では両方とも同じ単語が使われているため、確認してほしい。外来種との関連ということで扱うこの計画では、制御という方が合っているのではないか。(磯崎委員)
- ・ 54—55行目：IPBESの政策決定者向けの翻訳では、コントロールは「防除」で統一した。もう少し広い意味で法体制等を含んだものは管理という形で統一した。以前からは「制御」等の言葉も使われていたが、整理して統一してほしい。(池田委員)
- ・ 57行目：「国土及び海域含めた」という箇所、で、「を」の助詞が抜けている。(磯崎委員)
- ・ 58行目：ネイチャーポジティブが目標として出ているが、ネイチャーポジティブに関する説明がないため、冒頭に追加してほしい。(磯崎委員)
- ・ 78行目：「法律遵守する旨」について、「理解を広める」等に修正してほしい。(中井委員)
- ・ 90、93行目：「制御が図られている」という表現を修正してほしい。(磯崎委員)
- ・ 94行目：「8つの柱」とあるが、柱6と柱8がないため、8つの柱になってない。(中井委員)
- ・ 98—99行目：「いくつかの行動指針の柱に関連づけた現状について、次のとおり評価された」とあるが、例示する等、修正してほしい。(中井委員)
- ・ 101行目：「図3 アカボシゴマダラ(外来亜種)の分布図」について、どのような位置付けで挿入されたのか。実際、アカボシゴマダラは何も対策をしていないため、例示として適切でない。アライグマを例とするのはどうか。広がりや危機感は普及啓発という部分が非常に大事だと思う。多くの自治体は、自分の県にさえ入らなければ良いというイメージだが、広域での対応が必要である。(五箇委員)
- ・ 101行目：ある程度データが収集できていること、在来亜種に影響を及ぼすため、アカボシゴマダラの分布図を採用したという経緯がある。一方で、現在外来種の分布が広がっている地域へ関心を持ってもらいたい意図もあるため、指摘を踏まえて検討する。(事務局)
- ・ 103行目：「図4 侵略的外来種による被害例」とあるが、侵略的外来種によって、人と人との衝突等の二次被害が起きているということを何らかの形で含めてほしい。(WoW キツネザル委員)
- ・ 115—118行目：「多くの主体」とあるが、「多様な主体」としてほしい。(中井委員)
- ・ 128行目：「外来種対策の主流化」は、かぎ括弧をつけてほしい。(中井委員)
- ・ 130—131行目：「生態系等への被害を及ぼす外来種や法による規制の存在について少しずつ認識されてきて」について、客観的な証拠を示してほしい。個人的に法規制は一般に知られているが、行動には移されていない感覚である。(藤原委員)
- ・ 133行目：「火災への対応を引き合いに」という点は、例示が難しいため、削除しても良いのではないか。(中井委員)
- ・ 142行目：「発見者や責任者として」の「責任者」に補足がほしい。(中井委員)
- ・ 163行目：「防除の推進に向けて」は、「防除の推進には」と修正してほしい。(中井委員)

- ・ 163—171 行目：第 1 章第 2 節の最後の段落について、分かりにくいため、修正してほしい。（中井委員）
- ・ 173 行目：第 1 章の第 3 節の目的、目標、役割が行動計画の中で一番重要な部分ではないか。この目標をいかに、様々な主体と共有できるかが、非常に大事なポイントになる。（片岡委員）
- ・ 176 行目：「ターゲット 6」は、51 行目から 56 行目までに記載の「目標」と同義である。目標がターゲット 6 であると記載してほしい。（中井委員）
- ・ 187、196 行目：①と②の見出しに「国内に」という言葉を入れてほしい。（中井委員）
- ・ 188—194 行目：適宜句読点を補ってほしい。（中井委員）
- ・ 203、205 行目：「定着とはリストに基づくものである」とあるが、具体的に例示してほしい。（中井委員）
- ・ 206 行目：表にキョンを加えてほしい。キョンは千葉県に封じ込められている状況が崩れ始めており、今十分に対応しないとアライグマのような状況になってしまう。関係機関が一丸となり、対処すべき問題である。（亘委員）
- ・ 212 行目：説明がないまま、「具体的に生物多様性の保全上の重要度が高い地域に定着している種」とあるため、「特定の種」としてほしい。（中井委員）
- ・ 212 行目：「未定着の種の 50%以上削減する」とあるが、50%以下に抑えるとしてほしい。（中井委員）
- ・ 214 行目：「行政単位ごとに」は、「地方公共団体ごとに」としてほしい。（中井委員）
- ・ 234 行目：「図 6 行動計画の目的・目標・役割関係図」で、目標と目的が逆になっている。また、国単位の目標のみ反映されているため、地域単位の目標も反映してほしい。（片岡委員）
- ・ 234 行目：「図 6 行動計画の目的・目標・役割関係図」は、第 3 節の冒頭に置いてほしい。（片岡委員）

○ 第 2 章 外来種による被害を防止するための行動

第 1 節 実践すべき 6 つの行動

- ・ 257 行目：「図 7 各行動の構造」について、行動 1 と行動 2 の見出をもう少し具体的に記載し、行動 3 の見出しを短縮してほしい。また、主担当と副担当を色分けする必要があるかが疑問である。（片岡委員）
- ・ 257 行目：「図 7 各行動の構造」の、その他の行動は環境省としての重要なメッセージか。「新たな課題に対する行動（寄生生物）」ではなく、「ワンヘルスによる寄生生物対策」と修正してほしい。全員で参加してほしいという割に内容が薄いため、本筋に直接的に関わるところでないなら、ワンヘルスについて、囲み等を使って、情報を具体的に提示してほしい。（片岡委員）
- ・ 263 行目：「全て排除するのではなく」の後に句読点を追加してほしい。（中井委員）
- ・ 264 行目：「優先度をつけて順に対応」とあるが、限られたリソースの中で優先順位をつけていくということを取入れてほしい。（中井委員）
- ・ 265 行目：「1 種の対策でさえ多大な資金、人材、時間等の資源が必要」とあるが、早期に対処すれば低コストである旨を伝えてほしい。（亘委員）
- ・ 270 行目：「言わば旗振り役」という表現を修正してほしい。（中井委員）
- ・ 282—283 行目：「適切なものを選択し」とあるが「適切な対策をとるべき対象種を選択する」と修正してほしい。（中井委員）
- ・ 284 行目：「対象種の数」は個体数を指すことが理解できるよう、修正してほしい。（中井委員）
- ・ 285 行目：外来種がもたらす被害が軽減した状態を目的とすべきだというのは、非常に重要であるが、減らすことを否定しているような形で書かれていると感じるため、修正してほしい。（中井委員）
- ・ 286 行目：「根絶、拡大防止、低密度化等」について、外来種対策の中でそれぞれ、どのようなメリットとどのような苦労があるのか説明してほしい。その上で、低密度化が現実的な対応策であるという点に触れてほしい。（中井委員）
- ・ 302 行目：侵略的外来種について、国レベルでの考えを書いてほしい。そうすると、336 行目からの産業管理外来種は、国内で産業利用しているから起こるものとなるため、ここに記載するものではないのではないか。（中井委員）

- ・ 312 行目：これまでの新規定着において、動物園からの逸出がかなり多い。飼育管理を厳格に行う旨も記載すべきだと思う。（亘委員）
- ・ 314 行目：「図 9 外来種被害防止三原則」について、他に大切な原則もあるため、原則のタイトルをどのような状況での原則であるのか、特定してほしい。（亘委員）
- ・ 当該箇所は誤植で、正しくは外来種被害予防三原則である。これまでの普及啓発の中でも使用しており、引き続き PR していきたい。一方で、外来種の定着段階に応じたほかの原則については、別の形で記述表現を検討したい。（事務局）
- ・ 318 行目：生態系被害防止外来種リストには亜種も含まれているため、「種を最小単位として」ではなく、「分類群を最小単位として」とし、「種より下位の分類群」を削除してほしい。（中井委員）
- ・ 322—324 行目：侵入した外来種について、細かく記載する必要はあるのか。入れないこと強く記載してほしい。（中井委員）
- ・ 333 行目：「仮に影響が発生した場合には、直ちに対処する。」とあるが、誰が対処するのか特定してほしい。（亘委員）
- ・ 336 行目：「相対的に影響が小さく」という記載に違和感がある。むしろ、生態系への影響が大きいものの、「生業を含め経済的な部分としての影響も大きい」とするのが正しい。（五箇委員）
- ・ 338 行目：「対策等に関して一定程度の知見があることから」とあるが、産業管理外来種に特化した箇所で書くべきものではないため、削除してほしい。（中井委員）
- ・ 340—341 行目：「結果的に野外での被害発生がなかった場合でも、利用手段を改善する。」とあるが、被害発生がなければ、利用手段が良いということなので、改善する必要はないのではないか。（中井委員）
- ・ 341—343 行目：「新たな産業管理外来種を導入する場合には、国内由来の外来種による生態系への影響や同種の生物導入による遺伝的攪乱にも配慮する。」とあるが、「新たに産業管理外来種として管理する必要なものが出た場合に、そのリスク評価及びリスク管理措置を」としてほしい。（五箇委員）
- ・ 344 行目：「外来種の管理をやめ、放棄する必要がある」とあるが、「放棄」ではなく、「事業をやむなく中止する場合」等の表現にしてほしい。（中井委員）
- ・ 349 行目：「非意図的な侵入」と言われるが、天災やコロナ等で事故的に逃げ出すことについて、363 行目の前辺りで記載してほしい。（WoW キツネザル委員）
- ・ 349 行目：「非意図的な侵入経路の代表格として」ではなく、「非意図的な外来種の主な侵入経路として」としてほしい。また、「紫外線等のバラスト水処理整備を搭載した」等、技術面の対策が記載されているが、いくら技術を開発できても、それを導入するに際しての制約がハードルとなっている。その点の対策を記載してほしい。（五箇委員）
- ・ 354 行目：「生態系の保全上重要な地域への立入りの前に靴裏を念入りに洗っておくこと」は、定着済みの外来種に対するもので、例示としては不適當である。（中井委員）
- ・ 356 行目：「地域間」のみではなく、「地域間及び国際間」としてほしい。（磯崎委員）
- ・ 357 行目：「微小な生物への対策含めた」を「微小な生物への対策を含めた」としてほしい。（磯崎委員）
- ・ 358—362 行目：国内に定着したもの、あるいは国内に定着を未然に防ぐべきものとして、具体的に何をすべきか書いてほしい。（中井委員）
- ・ 369 行目：「域内に定着をした」を「域内に定着した」としてほしい。（磯崎委員）
- ・ 375 行目：「マンパワー」について、文言の統一をしてほしい。153 行目では「マンパワー」を「労力」、265 行目と 387 行目では、「人材」と表現している。（磯崎委員）
- ・ 383 行目：「被害の大きさが当該種には及ばない」とあるが、当該種というのは、「防除推進外来種」か。ここにおいて、当該種という言葉は不適切ではないか。（中井委員）
- ・ 384—385 行目：「地域住民や産業等への実害発生の状況にもよるが、総じて『防除推進外来種』から優先して防除に取り組むこと」とあるが、国のカテゴリー分けはあくまでも参考にすべき情報であり、「防除推進外来種」から先に駆除を行うと読取られないよう、修正してほしい。（中井委員）
- ・ 387—388 行目：「国により防除実施主体に対する資金、人材、情報面の支援が図られている」とあるが、計画を立てれば、国から支援がもらえるかのような期待を高めてしまうように感じた。（中井委員）

- ・ 389—390 行目：「上」が重なっているため、修正してほしい。（磯崎委員）
- ・ 391 行目：実際に根絶というのは非常に困難なプロセスである。外来種対策の場合、定着初期には根絶、定着の広がりに応じて封じ込め、個体数調整と適切な対応策が変化していく。一般の方々が考えるイメージと逆のため、その辺りの説明をしてほしい。安易に根絶を目標に設定されると危ういため、対策の実現可能性ということを強調してほしい。（池田委員）
- ・ 392 行目：「被害発生の減少進捗等」の言葉を修正してほしい。（五箇委員）
- ・ 412—413 行目：「国内全ての者が対策の主体であるという認識」は重要だが、実際に理解してもらうのは非常に難しい。バイオリジカルインベージョンというプロセスを説明した上で、普通の生物がどのように侵略的外来種になっていくかを説明してほしい。IPBES に分かりやすい図もあるため、引用してほしい。また、一般企業であれば自分たちが扱う物資、個人も自分たちが旅行する際、身体に種子等をつけて移動することがある。自分たちが外来種問題には無関係ではないということを強調してほしい。（池田委員）
- ・ 424 行目：「図 10 喚起したい行動レベルとその手段」について、主語が誰なのか特定し、具体的に記載してほしい。また、認識段階から理解段階の間に、授業のような受動的な行動から能動的な行動の中間になるような行動を挿入してほしい。（WoW キツネザル委員）
- ・ 434 行目：行動 4 の調査研究・技術開発の推進について、「関係法令との連携」というキーワードも挿入してほしい。また、調査・技術開発の予算を分配できるようにするという書きぶりにするのはどうか。（五箇委員）
- ・ 451—453 行目：「国のリストのうち防除推進外来種については既存技術の共有、改良、及び新規の技術開発を、防除検討外来種については防除の実施の検討に必要な基礎的情報の収集を試みる。」とあるが、情報や技術の意味と関係なく、影響の大きい小さい、対策の必要性の高い低いで 2 つのカテゴリーを分けたはずである。そのため、それぞれについて、技術開発も情報の収集も必要であると修正してほしい。（中井委員）
- ・ 464 行目：「国際的な議論をもとに国内における対策を強化する」では単純すぎるため、修正してほしい。（中井委員）
- ・ 468 行目：国際協力について、輸出国側に対しても協力を呼びかけていくと記載してほしい。（磯崎委員）
- ・ 469—470 行目：「注意喚起されている種に関して」の後に、句読点を加えてほしい。（中井委員）
- ・ 479 行目：ワンヘルスについて、リスク事例を挙げてほしい。外来生物との関連が分かりづらい。（五箇委員）
- ・ 481 行目：「感染症法等の関連法令で担保されていない国外由来の寄生生物や病原体も含めて」を、「感染症法等と関係法令を持つ省庁とも連携して」と修正してほしい。また、「国外由来の寄生生物や病原体も含めて中心に侵入・拡散及び被害の未然防止を図る」についても修正してほしい。（五箇委員）

○ 第 2 章 外来種による被害を防止するための行動

第 2 節 各主体の役割と行動

- ・ 527 行目：優先順位付けを国が行うとあるが、リストのカテゴリー化のことか。実際の優先順位を国がどこまで行うか、少しわかりにくい。（中井委員）
- ・ 530 行目：「すべて（全て）」について、表記を統一してほしい。（磯崎委員）
- ・ 541 行目：「指針の整備を検討する」を「教育の現場に取入れていく」や「周知・啓発教育を図る」とし、具体的に記載してほしい。（中井委員）
- ・ 543 行目：「その決定事項を国内施策に適宜反映させる」について、具体的な事例があれば挿入してほしい。（中井委員）
- ・ 567、666 行目：「解放」について、「開放」としてほしい。（磯崎委員）
- ・ 572 行目：「要緊急対処特定外来生物及び管理に関する具体的な目標が設定されている種を中心に」について、かなり対象を絞った上で強化すると受取れるため、修正してほしい。（中井委員）
- ・ 584 行目：「対策主体としての人材育成」ではなく、「対策主体の人材育成」ではないか。（中井委員）

- ・ 627 行目：寄生生物と感染症対策のみであれば、「その他」ではなく「寄生生物感染症対策」と項目立てするのはいかがか。（中井委員）
- ・ 632 行目：地方公共団体の役割として、教育についても記載してほしい。（中井委員）
- ・ 636 行目：地方公共団体にて「外来種に関する条例を整備する」とあるが具体的にどのようなレベルが求められるのか。現状との差を記載してほしい。（中井委員）
- ・ 705—706 行目：「特定外来生物又はそれらと思わしきものを確認した場合：速やかに関係行政機関に情報提供をし」とあるが、毎回情報を提供いただくのは大変であるため、修正してほしい。（中井委員）
- ・ 727 行目：企業が環境問題に積極的に取り組んでいる段階において、不要意に外来種のようなものを発生させる原因を自分たちで作ってしまうこと自体が大変リスクになるということを理解してほしい。（池田委員）
- ・ 727 行目：NPO、NGO が民間企業と一緒にってしまった結果、NPO の記述が読み取れない。環境 NPO が駆除の主体になること、人材育成に貢献できることを盛り込んでほしい。（藤原委員）
- ・ 構成自体は変えず、NPO の役割について追記する。（事務局）
- ・ 727 行目：民間企業・団体で、農林水産業の従事者も分類してほしい。（中井委員）
- ・ 727 行目：民間企業と NPO では外来種対策に向かう立ち位置が全然違うため、NPO、NGO 向けのメッセージを明確に記載してほしい。（片岡委員）
- ・ 852 行目：エキゾチックアニマルを展示するようなカフェも追加してほしい。（WoW キツネザル委員）
- ・ 864 行目：「外来種の命の尊さを発信する」はニュアンスを変えてほしい。（WoW キツネザル委員）
- ・ 本検討会内でいただいた意見を踏まえ、外来種の定着段階に応じ対応策の記述や各用語の定義・統一を行う。関連省庁との協議のうえ、外来種被害防止行動計画見直し案の修正を行う。委員の皆様には引き続き協力をお願いしたい。（事務局）

以上。